

第 792 回 通関協議会（本関地区）

1. 日 時 令和 7 年 12 月 9 日（火）11 時 00 分～

2. 場 所 横浜税関 本関 7 階 大会議室

3. 議 題

【議題 1】 「年末年始における税関業務のお知らせ」 【資料 1】

【議題 2】 「令和 7 年「年末特別警戒期間」における協力依頼について」 【資料 2】

【議題 3】 「少額輸入貨物等に対する水際取締りについて」 【資料 3】

（業務部 管理課 野崎課長）

【議題 4】 「令和 8 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの延滞税等の割合について」

【資料 4】 【資料 5】

（業務部 収納課 杉原課長）

【議題 5】 「第 59 回通関士試験の結果について」 【資料 6】

（業務部 管理課 野崎課長）

【議題 6】 「税関検査（大型 X 線検査）に係るお願いについて」 【資料 7】

（監視部 管理課 菅課長）

4. 事務局からの連絡事項等

次回第 793 回通関協議会は、令和 8 年 1 月 13 日（火）11:00 の開催を予定しています。

場所は未定です。決定次第、幹事店社を通じてお知らせいたします。

令和 7 年 11 月 14 日

関係各位

横浜税関

年末年始における税関業務のお知らせ

年末年始期間（令和 7 年 12 月 27 日（土）から令和 8 年 1 月 4 日（日）までの間）における税関業務については、下表のとおり取り扱いますので、お知らせします。

1. 監視取締関係業務	
(1) 本関 川崎税関支署	本関及び川崎税関支署については、監視部分庁舎（大さん橋窓口）において業務を行います。 なお、川崎税関支署は全日閉庁します。
(2) 仙台空港税関支署	通常どおり業務を行います。
(3) 千葉税関支署	通常どおり業務を行います。
(4) その他の官署	全日閉庁します。 (注 1) 福島空港出張所及び茨城空港出張所については、国際線のスケジュールに合わせて旅具通関業務を行います。 (注 2) 年末年始期間中において業務が発生する場合は、別紙「年末年始期間中における連絡先」にご連絡をお願いします。 (注 3) 年末年始期間中に手続きを行う予定が事前に判明している場合は、12 月 26 日（金）17 時 00 分までに手続き予定の税関官署にご連絡をお願いします。

2. 通関関係業務（国際郵便物業を除く）及び保税関係業務

(1) 本関
大黒埠頭出張所
本牧埠頭出張所
川崎税関支署

本関地区（本関、大黒埠頭出張所及び本牧埠頭出張所）及び川崎税関支署の管轄内に蔵置されている貨物に係る業務は、以下のとおり、業務部特別通関部門と監視部取締部門が連携して対応します。

なお、大黒埠頭出張所、本牧埠頭出張所及び川崎税関支署は全日閉庁します。

（お問い合わせ先）

業務部特別通関部門（045-212-6115、6163）

監視部取締部門（045-212-6070）

	通関関係業務	保税関係業務
12月27日（土）～ 12月31日（水）	業務部特別通関部門において業務処理を行います。 （8時30分から17時00分）	
1月1日（木）	閉庁（緊急の業務要請がある場合は、監視部取締部門にご連絡をお願いします。）	
1月2日（金）～ 1月4日（日）	業務部特別通関部門において業務処理を行います。 （8時30分から17時00分）	
取扱業務	<ul style="list-style-type: none"> ○輸出入申告（積戻し申告、蔵・移・総保入承認申請を含む） ○輸出許可後の許可内容変更 ○開庁時間外の執務を求める届出 ○輸入申告に係る収納事務（担保業務を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ○保税運送承認 ○保税運送到着確認 ○事故確認 ○積卸コンテナリスト通関 ○見本一時持出許可 ○貨物取扱許可・届 ○指定地外貨物積卸許可 ○開庁時間外の執務を求める届出

(1) 申告（申請等）方法等に関する詳細やご不明な点等については、
12月26日（金）17時00分までに、

・通関関係は、業務部特別通関部門（045-212-6115、6163）

・保税関係は、監視部保税取締部門（045-212-6072）

にお問い合わせいただきますようお願いします。

(2) 既に本関以外の官署に予備申告をされている貨物等、業務部特別通関部門で対応できない場合がありますので、年末年始期間中に手続きを行う予定が事前に判明している場合は、12月26日（金）17時00分までに手続き予定の税関官署にご連絡をお願いします。

(2) その他の官署

全日閉庁します。

（注1）年末年始期間中において業務が発生する場合は、別紙「年末年始期間中における連絡先」にご連絡をお願いします。

（注2）年末年始期間中に手続きを行う予定が事前に判明している場合は、12月26日（金）17時00分までに手続き予定の税関官署にご連絡をお願いします。

3. 国際郵便物業務

川崎外郵出張所	川崎東郵便局内に蔵置されている国際郵便物に係る業務は、川崎外郵出張所特別通関部門で対応します。 年末年始期間中に国際郵便物に係る輸出入申告を予定されている場合は、以下の問い合わせ先までご連絡をお願いします。 (お問い合わせ先) 川崎外郵出張所特別通関部門 (044-270-5774) 日本郵便(株)川崎東郵便局 (044-589-6708)
---------	---

注1. 自由化申告を予定されている場合は、申告官署及び蔵置官署双方の開庁時間内に、申告官署へ事前にご連絡をお願いします。

注2. 事前にご連絡いただいていた業務が12月26日(金)17時00分までに終了した場合又は業務内容に変更が生じた場合には、事前にご連絡いただいていた税関官署にその旨をご連絡いただきますようお願いいたします。

年末年始期間中(12/27(土)～ 1/4(日))における連絡先

本関地区	(監視関係業務) 監視部取締部門 045-212-6070
(本関 大黒埠頭出張所 本牧埠頭出張所)	(通関及び保税関係業務) 業務部 特別通関部門 045-212-6115、6163 12/27(土)～12/31(水)、1/2(金)～1/4(日) 8時30分～17時00分 ※上記以外の時間帯については、監視部取締部門へご連絡をお願い致します。
仙台塩釜税関支署	090-2224-8515 (監視関係業務)
	090-3224-1904 (通関及び保税関係業務)
石巻出張所	090-3224-1905
気仙沼出張所	090-3224-1906
仙台空港税関支署	090-3220-7801
小名浜税関支署	090-8035-4077 (監視及び保税関係業務)
	090-3224-1903 (通関関係業務)
相馬出張所	090-1691-1736
福島空港出張所	090-7422-9187
鹿島税関支署	090-3220-7859 (監視関係業務)
	090-1698-2360 (保税関係業務)
	090-1041-8485 (通関関係業務)
日立出張所	090-5447-1001
つくば出張所	090-4825-7323
茨城空港出張所	090-4620-0115
千葉税関支署 船橋市川出張所 木更津出張所 姉崎出張所 銚子監視署	千葉税関支署 043-241-7021 090-3224-1400
川崎税関支署	(監視関係業務) 監視部取締部門 045-212-6070
	(通関及び保税関係業務) 業務部 特別通関部門 045-212-6115、6163 12/27(土)～12/31(水)、1/2(金)～1/4(日) 8時30分～17時00分 ※上記以外の時間帯については、監視部取締部門へご連絡をお願い致します。
横須賀税関支署	090-4620-0104
三崎監視署	090-4620-0106
宇都宮出張所	090-4825-2798
川崎外郵出張所	(国際郵便物の輸出入申告に係る業務) 特別通関部門 044-270-5774

2025年12月9日
本関地区通関協議会
横浜税関業務部管理課

令和7年12月

横浜税関

令和7年「年末特別警戒期間」における協力依頼について

平素から税関行政に対し、深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

税関では不正薬物、銃器、金及びテロ関連物資等の不正輸入の取締りを最重要課題として位置づけ、取締関係機関と連携しながら全力をあげて水際取締りに取り組んでおります。

今般、下記のとおり「年末特別警戒期間」を設定し、水際での取締りを強化することとしております。期間中、税関検査等の頻度が増加いたしますが、趣旨をご理解いただき、取締り及び検査強化へのご協力を賜りますようお願いいたします。

また、不正輸入に係る情報はもとより、貨物、人、船舶及び取引態様等について、不自然、不審と思われる点がございましたら、どんな些細なことでも結構ですので、最寄りの税関官署又は下記の連絡先までご提供頂きますようお願いいたします。

記

実施期間：令和7年12月2日（火）～ 令和7年12月12日（金）

特に以下の事例がありましたら情報提供をお願いいたします。

- ・乗組員からショッピング街・飲食店・パチンコ等遊技場・駅等以外の場所を聞かれた。
- ・乗組員が埠頭内に手荷物を置き去りにした。
- ・インボイス等へ記載されているものと異なる貨物がある。
- ・同一貨物のなかに異なるマーク・目印を付している貨物がある。等

フリーダイヤル シロイクロイ

密輸ダイヤル（24時間受付） **0120-461-961**

メールアドレス E-mail: yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp

横浜税関ホームページ <https://www.customs.go.jp/yokohama/>



横浜税関HP

税関ホームページ「密輸に関する情報提供」

<https://www.customs.go.jp/quest/smuggling.htm>



密輸に関する情報提供

横浜税関からのお知らせ



令和7年



年末特別警戒

実施期間

12月2日(火)～12月12日(金)



不正薬物の輸入

不正薬物や金地金の密輸は犯罪です
税関では検査機器を最大限活用し
水際取締りを一層強化します



金地金の密輸

通報・情報提供のお願い

- ▶ コンテナに不自然な補修跡がある
- ▶ 品名と合致しない梱包状態の貨物
- ▶ 配送先がホテル客室、空き家等である



税関へ通報を
お願いします

通報方法①

税関HP 

「密輸に関する情報提供」



通報方法②

税関密輸ダイヤル ☎

0120 - 461 - 961
シロイ クロイ
※24時間受付※

通報方法③

メール ✉

yokohama-mitsuyu
110@customs.go.jp



右のQRコードから
横浜税関HPにアクセスできます→



横浜税関

現在位置: [ホーム](#) > [水際取締](#) > [水際取締対策](#) > 少額輸入貨物等に対する水際取締りについて

少額輸入貨物等に対する水際取締りについて

令和7年11月
財務省関税局・税関

税関は、麻薬・覚醒剤等の不正薬物、爆発物等のテロ関連物資、知的財産侵害物品等の密輸や国民の安全や健康を害するような物品の輸入規制逃れを防止するため、全国の港や空港などの水際で24時間・365日、取締りを行っています。

人や貨物の移動が増える毎年12月には、年末における密輸事犯を防止するとともに、税関の役割について広く国民の方々に知っていただくことや、各種業界団体の方々に不審情報の提供について協力を求めること等を目的として年末特別警戒を実施し、水際取締りの強化や税関業務のPRを行っています。

近年、税関が輸入貨物から発見した不正薬物の押収量や知的財産侵害物品の差止件数は高い水準で推移しており、令和6年の不正薬物の押収量は初めて2年連続で2トンを超え、知的財産侵害物品の差止件数は過去最多を更新しました。

このような不正薬物や知的財産侵害物品のほか、国民の安全や健康を害するような物品の輸入規制逃れを防止することも重要な課題となっています。

また、近年の金価格の高騰等の影響を受けて、消費税の脱税を目的とした金密輸への対策は喫緊の課題となっています。

そのような中で、税関を取り巻く情勢として、越境EC市場規模の拡大を背景とする利用増加を受け、個人向けの通信販売貨物を中心として貨物の輸入件数が増加しています。特に、課税価格が1万円以下の貨物の輸入件数が急増し、輸入件数全体の約9割を占めている状況です。

多数の少額輸入貨物が輸入される中で、それらの中に不正薬物や知的財産侵害物品等が混入・隠匿されることによる国内への流入、すなわち密輸入を阻止する必要があります。

また、税関による少額輸入貨物に対する取締りにおいては、少額輸入貨物の輸入手続の際に品名や価格等を偽ることによる輸入規制逃れや関税・消費税の脱税といった不正行為が疑われる事例が認められており、引き続き厳格に対応していく必要があります。

税関は、取り巻く環境が大きく変化する中において、「安全・安心な社会の実現」、「適正かつ公平な関税等の徴収」、「貿易の円滑化」という社会的要請に応え、国民の安全や健康を害するような物品の国内への流入の阻止や適正な課税を図るために、輸入申告に係る審査の更なる厳格化や検査を実施する対象貨物の増加等による水際取締りの強化を行いつつ、円滑な通関を確保するよう努めます。

安全・安心な社会の実現に向け、物流事業者、通関業者及び個人を含む輸入者におかれましては、税関による水際取締りの必要性を御理解いただくとともに、引き続き、税関行政への御協力をお願いします。

関税局・税関について

[関税局・税関の組織](#)[採用情報](#)[報道発表\(関税局\)](#)[各税関の事件発表](#)[関税局・税関の動き](#)[パンフレット・リーフレット](#)[ポスター](#)[税関チャンネル\(YouTube\)の紹介](#)

関税政策・税関行政

[所管法令等](#)[特殊関税](#)[審議会・研究会](#)[政策評価](#)[国際機関\(WTO・WCO\)](#)[地域協力\(APEC\)](#)[経済連携協定\(FTA/EPA\)](#)[税関相互支援協定\(CMAA\)](#)

税関手続き

[手続案内\[e-Gov\(イーガブ\)へ\]](#)[各種様式及び記載要領](#)

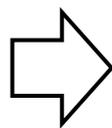
その他

[情報公開・個人情報保護](#)[パブリックコメント](#)[調達情報](#)

令和7年12月9日
横浜税関業務部収納課

令和8年1月1日から同年12月31日までの延滞税等の割合について

	内容	本則
延滞税	納期限の翌日から2か月を経過する日まで	7.3%
	法定納期限を徒過し履行遅滞となった納税者に課されるもの 納期限の翌日から2か月を経過する日後	14.6%
	納税の猶予等	2分の1免除 (7.3%)
還付加算金	国から納税者への過誤納金の還付等に付される利息	7.3%



特例【現行】 (令和2年度改正(関税法附則第3項~第6項関係))	令和8年 【平均貸付割合】 (※1) 0.8%	(参考) 令和7年 平均貸付割合 0.4%
【延滞税特例基準割合】 (※2) 平均貸付割合 0.8% + 1% + 1%	2.8%	2.4%
【延滞税特例基準割合】 (※2) 平均貸付割合 0.8% + 1% + 7.3%	9.1%	8.7%
【猶予特例基準割合】 (※3) 平均貸付割合 0.8% + 0.5%	1.3%	0.9%
【還付加算金特例基準割合】 (※4) 平均貸付割合 0.8% + 0.5%	1.3%	0.9%

(※1) 「平均貸付割合」： 各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における短期貸し付けの平均利率の合計を12で除して計算した割合として
各年の前年の11月30日までに租税特別措置法第93条第2項の規定に基づき財務大臣が告示する割合。(関税法基本通達12-1(3))

(※2) 「延滞税特例基準割合」： 平均貸付割合に、年1パーセントの割合を加算した割合。(関税法基本通達12-1(3))

(※3) 「猶予特例基準割合」： 平均貸付割合に、年0.5パーセントの割合を加算した割合。(関税法基本通達12-1(4))

(※4) 「還付加算金特例基準割合」： 平均貸付割合に、年0.5パーセントの割合を加算した割合。(関税法基本通達13-3(4))

<根拠法令>

①関税法

第12条第1項(延滞税の割合)、関税法第12条第8項第2号(延滞税の免除)、第13条第2項(還付加算金の割合)、
附則(昭29.4法61)第3項(延滞税の割合の特例)、第4項(延滞税の免除の特例)、第5項(還付加算金の割合の特例)

②国税通則法

第60条第2項(延滞税の割合)、国税通則法第63条第5項(延滞税の免除)、第58条第1項(還付加算金の割合)

③租税特別措置法

第94条第1項(延滞税の割合の特例)、第94条第2項(延滞税の免除の特例)、第95条(還付加算金の割合の特例)

④地方税法

第72条の100第2項(貨物割に係る延滞税)、第72条の104第3項(貨物割に係る還付加算金)、第72条の106第1項(貨物割に係る延滞税の計算)、同条第2項(貨物割に係る還付加算金の計算)

【資料5】

○財務省告示第三百五号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定に基づき、令和八年の同項に規定する平均貸付割合を次のように告示する。

令和七年十一月二十八日

財務大臣 片山さつき

年〇・八パーセント

第59回通関士試験の結果について

通関業法（昭和42年法律第122号）第27条の規定に基づき、令和7年10月5日（日）に実施された第59回通関士試験の結果の概要は、下記のとおりです。

記

1. 受験者数・合格者数等

（単位：人、％）

	願書提出者数		受験者数		合格者数		合格率	
	第59回	前年比	第59回	前年比	第59回	前年比	第59回	第58回
全科目受験者	7,356	101.8%	5,584	102.4%	777	127.6%	13.9%	11.2%
2科目受験者	663	104.9%	561	106.0%	58	105.5%	10.3%	10.4%
1科目受験者	186	112.7%	177	114.2%	119	125.3%	67.2%	61.3%
合計	8,205	102.3%	6,322	103.0%	954	125.7%	15.1%	12.4%

2. 合格基準

試験科目	合格基準
通関業法	満点の60%以上
関税法等	満点の60%以上
通関書類の作成要領その他通関手続の実務	満点の60%以上

（参考1）第59回通関士試験実施税関別受験者数等

（参考2）通関士試験受験者数及び合格率等の推移（第1回～第59回）

第59回通関士試験実施税関別受験者数等

税関	試験地	願書提出者数	受験者数	合格者数	合格率
函館税関	北海道	134	113	21	18.6%
東京税関		3,066	2,254	367	16.3%
	新潟	82	59	6	10.2%
	東京	2,984	2,195	361	16.4%
横浜税関		925	695	106	15.3%
	宮城	129	104	13	12.5%
	神奈川	796	591	93	15.7%
名古屋税関		1,100	887	141	15.9%
	静岡	165	141	30	21.3%
	愛知	935	746	111	14.9%
大阪税関	大阪	1,354	1,095	152	13.9%
神戸税関		831	629	88	14.0%
	兵庫	574	439	69	15.7%
	広島	257	190	19	10.0%
門司税関	福岡	608	492	61	12.4%
長崎税関	熊本	117	97	14	14.4%
沖縄地区税関	沖縄	70	60	4	6.7%
合 計		8,205	6,322	954	15.1%

通関士試験受験者数及び合格率等の推移（第1回～第59回）

区分	願書提出者(人)	受験者(人)	受験率(%)	合格者(人)	合格率(%)
昭和42年(第1回)	4,578	3,913	85.5	795	20.3
昭和43年(第2回)	3,548	2,530	71.3	769	30.4
昭和44年(第3回)	3,231	2,229	69.0	462	20.7
昭和45年(第4回)	2,946	1,806	61.3	476	26.4
昭和46年(第5回)	2,714	1,755	64.7	354	20.2
昭和47年(第6回)	2,517	1,548	61.5	365	23.6
昭和48年(第7回)	2,331	1,482	63.6	303	20.4
昭和49年(第8回)	2,621	1,746	66.6	341	19.5
昭和50年(第9回)	3,043	2,138	70.3	428	20.0
昭和51年(第10回)	2,810	1,970	70.1	375	19.0
昭和52年(第11回)	3,021	2,115	70.0	365	17.3
昭和53年(第12回)	3,419	2,330	68.1	397	17.0
昭和54年(第13回)	3,814	2,587	67.8	442	17.1
昭和55年(第14回)	4,140	2,737	66.1	437	16.0
昭和56年(第15回)	4,179	2,739	65.5	533	19.5
昭和57年(第16回)	3,884	2,709	69.7	474	17.5
昭和58年(第17回)	3,877	2,610	67.3	412	15.8
昭和59年(第18回)	3,437	2,398	69.8	374	15.6
昭和60年(第19回)	3,667	2,622	71.5	343	13.1
昭和61年(第20回)	3,755	2,760	73.5	425	15.4
昭和62年(第21回)	3,734	2,701	72.3	506	18.7
昭和63年(第22回)	3,962	2,832	71.5	515	18.2
平成元年(第23回)	4,436	3,060	69.0	634	20.7
平成2年(第24回)	4,875	3,431	70.4	602	17.5
平成3年(第25回)	5,656	3,813	67.4	765	20.1
平成4年(第26回)	6,767	4,775	70.6	1,157	24.2
平成5年(第27回)	8,517	5,821	68.3	1,285	22.1
平成6年(第28回)	11,067	7,389	66.8	1,639	22.2
平成7年(第29回)	13,033	9,066	69.6	1,396	15.4
平成8年(第30回)	15,077	10,564	70.1	1,720	16.3
平成9年(第31回)	15,780	11,108	70.4	1,661	15.0
平成10年(第32回)	16,275	11,639	71.5	1,394	12.0
平成11年(第33回)	16,258	11,449	70.4	1,703	14.9
平成12年(第34回)	14,981	10,289	68.7	1,446	14.1
平成13年(第35回)	13,886	9,970	71.8	1,050	10.5
平成14年(第36回)	13,467	9,973	74.1	2,848	28.6
平成15年(第37回)	13,556	10,001	73.8	1,211	12.1
平成16年(第38回)	13,691	10,191	74.4	1,920	18.8
平成17年(第39回)	13,268	9,953	75.0	2,466	24.8
平成18年(第40回)	13,141	10,357	78.8	725	7.0
平成19年(第41回)	13,727	10,695	77.9	820	7.7
平成20年(第42回)	13,267	10,390	78.3	1,847	17.8
平成21年(第43回)	13,159	10,367	78.8	807	7.8
平成22年(第44回)	12,087	9,490	78.5	929	9.8
平成23年(第45回)	11,760	9,131	77.6	901	9.9
平成24年(第46回)	11,544	8,972	77.7	769	8.6
平成25年(第47回)	11,340	8,734	77.0	1,021	11.7
平成26年(第48回)	10,138	7,692	75.9	1,013	13.2
平成27年(第49回)	10,018	7,578	75.6	764	10.1
平成28年(第50回)	9,285	6,997	75.4	688	9.8
平成29年(第51回)	8,627	6,535	75.8	1,392	21.3
平成30年(第52回)	8,491	6,218	73.2	905	14.6
令和元年(第53回)	8,661	6,388	73.8	878	13.7
令和2年(第54回)	8,770	6,745	76.9	1,140	16.9
令和3年(第55回)	8,972	6,961	77.6	1,097	15.8
令和4年(第56回)	8,194	6,336	77.3	1,212	19.1
令和5年(第57回)	8,086	6,332	78.3	1,534	24.2
令和6年(第58回)	8,024	6,135	76.5	759	12.4
令和7年(第59回)	8,205	6,322	77.1	954	15.1
計	481,314	353,124	73.4	54,943	15.6

令和 7 年 12 月
横浜税関監視部

通関業者各位

税関検査（大型 X 線検査）に係るお願いについて

平素より税関行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

特に、通関業者の皆様におかれましては、関税法第 67 条に基づく検査について、各種調整を行っていただいていることでスムーズな検査実施につながっております。心より感謝申し上げます。

大型 X 線検査につきましては、令和 5 年 8 月に「大黒埠頭コンテナ検査センター」が廃止され、以降「横浜税関コンテナ検査センター（本牧）」1 か所にて実施しているところであります。今後、一層スムーズに検査を行うため、下記の点についてお願い申し上げます。

記

1. 大型 X 線検査については、比較的午前中に余裕がありますのでご利用ください。
2. 検査当日のスムーズな実施のため、次の点にご協力をお願いいたします。
 - ① 貨物の引取希望日数日前から早目に検査の予約を入れていただくこと
 - ② コンテナヤードの混雑状況にご配慮いただき、トラックドライバーとの連絡を密に行っていただくこと（検査予約時間に遅れそうな場合には早めに税関までご連絡を）
3. 検査予定日の 17 時前に、検査に間に合わず日程変更となったにもかかわらず 17 時を過ぎてからヤードからコンテナを搬出し、翌検査日までどこに所在していたか不明となる事案が散見されます。通関業者の皆様におかれましては、ドライバーとの連絡を密に取っていただき、税関との情報共有も確実にお願いいたします。
4. 「税関検査旗」を利用される場合、利用後の返却を確実に行っていただきますようお願いいたします。
5. 大型 X 線検査後の開披検査において粉塵等の飛散が予想される場合があり、安全管理上の観点から必要に応じマスク等のご準備をお願いいたします。